

『太平記』について

——『太平記』研究史の一章——

はじめに

中世末期の十六世紀後半には、戦国武家を中心とした、『太平記』への関心の高まりを反映して、その伝本の書写が盛んに行われ、現存諸伝本の大部分が、この期に成立したことに^①ついては、旧稿において展望を試みたところであるが、書写による流布・普及には、おのずから限界が存することは^②いうまでもあるまい。

そうした状況に、大きな変革をもたらしたのは、永祿期（一五五八—七〇）あたりから急速に行われはじめた活字による印刷、いわゆる古活字版の板行である。『太平記』の古活字版の開板は、無刊記であるが、慶長七年（一六〇二）の五十川了庵開板かと推定される片仮名交り古活字版を皮切りに、片仮名交り本としては、慶長八年刊本・慶長十年刊本・慶長十二年刊本・慶長十五年刊本など九種

加 美 宏

が刊行されており、平仮名交り本も、慶長十四年刊本など三種が刊行されている。元和八年（一六二二）以後、おびただしく刊行された整版本をふくめて、近世初頭の十七世紀は、いわば『太平記』の刊本による大普及時代ということができよう。これらの刊本は、近世においては、「印本」とか「俗本」とか呼ばれ、近代においては、流布本と総称されているものである。

^③ これらの流布刊本については、川瀬一馬・釜田喜三郎・高橋貞一・長谷川端の各氏らによって、その刊行状況や刊本相互の異同などが明らかにされてきているが、それらによって、十七世紀前半における『太平記』関係書の刊行ならびに著述の状況を年表風にまとめておくこととする。

慶長	元和	寛永	正保	慶安
七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五	二 一	八 九 元	二 一〇	三
一六〇 一〇二	一四 一六 二二	二二三 二四 三一	四三 四五	五〇
片仮名古活字版（無刊記、五十川了庵開板？） 片仮名古活字版（富春堂刊）〔江戸開幕〕 「補正成伝」（林羅山）成ル 片仮名古活字版（要法寺版カ） 片仮名古活字版 『太平記賢愚抄』刊行 平仮名古活字版（存庵開板） 片仮名古活字版（春枝開板） 『太平記鈔』『太平記音義』成立・刊行 片仮名古活字版（慶長年中刊）〔大阪冬の陣〕 片仮名古活字版 片仮名整版 『太平記評判秘伝理尽鈔』成ルカ 片仮名古活字版（慶長元和年中刊、数種アリ） 平仮名古活字版 片仮名整版 片仮名古活字版（寛永年中刊、数種アリ） 『太平記評判秘伝理尽鈔』刊行 『恩智左近太郎聞書』刊行 平仮名古活字版（荒木利兵衛開板）				

このような『太平記』の広範な流布は、必然的に、その読解・鑑賞のための手引きとして、注釈書の出現をうながすことともなり、まず天文十二年（一五四三）に著わされた注釈書『太平記賢愚抄』が、慶長十二年（一六〇七）、古活字版によって刊行された（慶長十五年にも刊行）。

『太平記鈔』について

『太平記賢愚抄』は、旧稿^⑥で検討したように、『太平記』中の要語・難語につき、和漢の出典を挙げて注解を加えようとしている点において、学問的な注釈の端緒を切り開いたものであるが、未定稿的な形態を残したままであるといった、本格的な注釈書としては、不備な面を持つものであることも否定できなかった。『賢愚抄』の注釈の大部分は、『太平記』の当該本文を見出し語として掲出せず、いきなり典拠の文章などを記しているのであるから、一見しても、その注解が、どの語句の注釈であるのか、わからないという、注釈書としては致命的ともいえる不便さを抱えるものである。したがって『太平記』の読解などに際して、本書を実際に活用するには、おのずから限界が存したであろうと想像されるのである。

こうした状況の中で、慶長十五年（一六一〇）、日蓮宗の学僧日性によって著わされ、同年から寛永頃にかけて、古活字版として、数度にわたって刊行されたのが、『太平記鈔』である。本書は、前述のような『賢愚抄』の不備や不便さを補うばかりでなく、注解そのものにおいても、『太平記』の内容理解とつなげてゆく方向で、量質ともに一層の充実をみせ、現代においてもなお参照するに足る本格的な注釈書であり、水戸の『参考太平記』とともに、近世における『太平記』研究書の双璧とみなされているものである。以下、この『太平記鈔』について、紹介と検討を行い、『太平記』の研究

史・注釈史の中での位置を見定めてみたいと思う。

一

『太平記抄』は、古活字版『太平記』の難語・人名・地名等に音義を注した『太平記音義』とあわせて、十冊本の古活字版として、慶長十五年刊本をはじめ、慶長く寛永期に刊行された数種の版が行われている。その成立については確証はないが、卷三十一の「鬪靜堅固」の注に、「……去ル天文二十年カ第二千五百年ニアタレリ夫ヨリ已来タ慶長十五年マテハ五十九年ニ成ルナリ」とみえるところから、慶長十五年の述作とみなされている。

その著者については、はやく新村出氏が、要法寺版の刊行で知られる京都要法寺の学僧世雄房日性の著作として、

国書では『太平記抄』十冊（六冊又は八冊とも云ふ）があるが、『倭版書籍考』巻四にはこれも「要法寺世雄房日性作と云へり」とあるし、寺で作った著述書目にも見えている。

といわれて以来、日性説が行われている。

新村氏もふれられているように、「要法寺文書」^⑧は、日性の事蹟を述べた箇所、その著書として、「太平記抄八冊」を挙げている。世雄房日性は、右記の「要法寺文書」などによると、慶長十九年（二六一四）二月二十六日、六十一歳で入寂しているが、所化名を

円智といい、日蓮本宗の本山要法寺（京都市左京区法皇寺町）の塔頭本地院に住し、『法華経伝記』（慶長五年刊）、『倭漢皇統編年合運図』（慶長五年刊ほか）、『沙石集』（慶長十年刊）などを銅活字で開板しており、寺院出版の一つとして知られる、いわゆる要法寺版刊行の中心的人物であった。

また川瀬一馬氏は、「温故遺文」（前田松雲公が蒐書の際、各方面の専門家に求めた報告書簡集）第一冊所収の報告書簡中に、円智（日性）が『倭漢合運図』の著者である由を述べた後に、「太平記抄も此僧之作ニ而世雄房とも申由ニ候。世雄房は坊号、円智は名にて候。又日之字付申名も別に有之由申者候」とあるのを紹介され、

「右は円智没後、余り距らぬ時代の所伝であるから、太平記抄を円智の作と定めてよいと思ふ。因みに右の報告の文中の日の字のつく名とは、日性であることは言ふまでもない」といわれている。

これらの諸点をあわせ考えれば、『太平記抄』の著者は、世雄房日性とみなしてよいのではなからうか。

この日性は、文禄四年（一五九五）、関白豊臣秀次の下命によって行われた、大がかりな謡曲注釈作業、いわゆる『謡抄』の作成に関わったこともよく知られている。新井白石の『神書』には、日性が『謡抄』注釈の『平家物語』に関する部分で、山中検校という琵琶法師の説を引いたことについて、秀次から誤りを追求される話が

載っているが、これによって伊藤正義氏は、日性の『謡抄』注釈における担当部門は、本業の法華宗に関わるものと、出典としての『平家物語』関係とはなかったかと推測されている。

また伊藤氏によれば、この『謡抄』注釈の主たる目的は、伝統的に仮名書きである謡本の本文に、正しい漢字をあてて意味を明確ならしめ、その字義を示すことであつたことである。漢字の多い『太平記』注釈の場合は、むしろ逆に漢字に音訓を付けることが、まず必要だつたわけで、日性の『太平記鈔』『太平記音義』は、その要請にこたえているが、増田欣氏は、その『太平記鈔』注釈には、『謡抄』注釈作業に参加した経験・実績が大いに与つていようといわれている。

さらに「要法寺文書」をみると、日性が要法寺において、諸門跡をはじめ「公家衆、禅宗五山衆僧等」に、内典・外典を講釈したことが記されているが、「後陽成院依勅命、参内院参及教度、講釈外典」ともあるように、本業である仏典講釈のほかに、とくに外典の講釈を得意としていたようである。このことは、後述するように、『太平記鈔』注釈において、日性が仏典のみならず、中国古典や国書など外典の引用・考証にも大いに力を発揮していることと符合するものであろう。

このように日性は、「慶長時代の博識者であり注釈者であり編纂

家^⑫」であり、名注釈書『太平記鈔』の著者たるに、まことにふさわしい人物であることは確認できたかと思う。

ついでながら、さきにかかげた十七世紀前半における『太平記』関係書の刊行・著述略年表でも明らかのように、ちょうどこの時期には、『太平記』に、主として政道や兵法の面から論評を加え、異伝異説を収めた『太平記評判秘伝理尽鈔』が出現し、主に武士階級の人々を対象とした、いわゆる『理尽鈔』講釈のテキストとなり、また一般大衆むけの『太平記』講釈にも利用されて、かなりな流布をみせている。

この『理尽鈔』の著者は不明であるが、その成立や宣布に大きな役割を果たしたのは、版本奥書に名のみえている大連院陽翁なる人物であるが、彼は、もと京都の大光山本圀寺（日蓮宗大本山の一）に住し、のち加賀に移つて前田利常に仕へ、法名を日応とも（『金沢古蹟志』など）、日勝とも（『本朝世事談綺』など）ともいい、また法華法印と通称されたことでもわかるように、日蓮宗の僧侶であつたと考えられる。この法華法印陽翁といい、要法寺の学僧日性といい、この時期の『太平記』の研究や宣布に、日蓮宗の僧侶が、そろつて大きな役割を果たしていることは、『太平記』と日蓮宗との関わりについて、改めて考えさせられる、興味深い事実といえよう。

なお、『太平記鈔』とあわせて刊行された『太平記音義』二巻二

冊は、さきにもふれたように、『太平記』中の難語・固有名詞などの音訓を注したものであり、『太平記鈔』と一对をなす注釈書と考えられているが、本書もまた、著者や成立時期についての明証を欠いている。しかし、『弘文荘古活字版目録』(昭47)が指摘するように、本書第十巻の注の中に、

黄石公カ虎ヲ縛スル手ト云事ヲ注セサル故ニ今コレヲ云フ魏志云呂布縛縛虎不得不急云云今ハ戦ノ急ナル事ヲ云乎

とあるのは、おそらく『太平記鈔』に注し洩らした語句の注釈を補うものである。『音義』がとりあげて音訓を注した語句を全体的に見わたしてみても、『鈔』が注釈を加えている語句と重なる場合が多いが、『鈔』に見えない語句も少なくなく、『音義』は、『鈔』に注釈した語句に音訓を加え、あわせて『鈔』に洩れた語句の注を補っているものとみられる。これらの事實は、両書が表裏一体をなすものであり、『音義』も『鈔』と同じ著者の手になることを示唆しているよう。すなわち、本書も『太平記鈔』と同じく、僧日性が慶長十五年頃に著作したものとみなしてよいと思われるので、その注釈内容などについて、『太平記鈔』とあわせて検討を加えることにしたいと思う。

『太平記鈔』については、「故事難語に就いて外典・内典・私書から博引をなし」、^⑭「引例・考証・解説も精密、適切であり」、^⑮『太平記』注釈書中の白眉であるという評価が、はやくから定着している。亀田純一郎氏は、さらに『賢愚抄』より詳しいが、彼の増補ではなくて、別途独立の撰述である」とも指摘されている。

戦後においては、釜田喜三郎氏が、その注釈の対象とした『太平記』本文は、慶長七年古活字本の系統かとされ、さらに『太平記』の名義について、『鈔』が乱世をそしり風刺する意であると述べているのは、一説として顧みらるべき価値を持つと評価されている。

以上は辞典や研究史の中で、簡単にふられたものであるが、増田欣氏の『『太平記』の比較文学的研究』^⑯において、その注釈の内容や特徴について、はじめて詳細な検討が加えられている。氏は『太平記鈔』が先行の『賢愚抄』に比して、格段の充実・飛躍を示していることを、量質両面から論証されているが、まず量的な面では、『賢愚抄』の三倍の分量に増大し、引用漢籍の種類も八十種あまりふえて、二百種以上にのぼることを指摘され、その主要な出典を列挙されている。

また増田氏は、『太平記鈔』の、こうした博引広証ぶりに注目するばかりでなく、典拠と『太平記』の叙述とを、実証的かつ批判的に対比して記述するという、著者日性の学問的態度を、具体例を挙

げて検証し、その意欲と成果を高く評価されている。

『太平記鈔』の内容や特徴的な点についての検討は、右記の諸先学の高見、とくに増田氏の御論に、ほぼ尽くされているといつてよいが、氏が検討の対象とされたのは、主に漢籍であり、仏典・国書などには多く言及されていない点など、蛇足を加える多少の余地もありそうなので、以下、いくつか調査したことや気づいたことを述べてみたいと思う。

さて、『太平記鈔』は、全体の分量が『賢愚抄』の約三倍に増大していることは、増田氏が指摘されている通りであるが（国文注釈全書における両書の翻刻頁数は、『賢愚抄』九十一頁に対し、『太平記鈔』は二百七十七頁である）、両書がとり上げている注解の項目数は、『賢愚抄』の約二千二百項目に対し、『太平記鈔』は二千四百五十九項目と、それほど差はみられない。

項目数があまり増加していないのに、注釈の分量が三倍にも増えているのは、なぜかといえば、当然のことながら、『太平記鈔』の注釈が、格段に詳細精密になっているということである。旧稿^⑧でもふれたが、『賢愚抄』の注釈は、例えば

鯨波 トキノコイ 進 マイラスル 下松 サカリマツ

といったような、当該語句の音訓を示す程度のもので、全巻約二千

『太平記鈔』について

二百項目のうち、ほぼ六割にあたる千三百余項目もあり、典拠の文などを引いているのは、残り四割の約九百項目にすぎなかった。これに対し、『太平記鈔』は、音訓を付する程度の注釈は、『太平記鈔』にゆずり、ほぼ全項目について、典拠をあげたり、考証・解説などを行ったりしているのである。

『太平記鈔』の付録のような形で、著述・刊行された『太平記音義』は、三千九百四項目の語句について音訓を注しており（一部の人名などは音訓以外の注釈も付す）、『太平記鈔』と重なる語句も多けれども、単純計算で両書の項目数を合計すると、六千三百六十三項目にのぼるのである。つまり、音訓のみを付したような注釈もすべて計上すれば、『賢愚抄』約二千二百項目↓『太平記』+『太平記音義』六千三百六十三項目となり、また出典を引用・考証するなど、実質的に注釈とみなされる項目でいえば、『賢愚抄』約九百項目↓『太平記鈔』二千四百五十九項目となって、どちらにしても、量的な面における『太平記鈔』の充実ぶりが裏づけられるわけである。

また、『賢愚抄』では、前半部（序・卷一～卷二十）が約千四百三十項目であるのに対し、後半部（卷二十一～卷四十）が約七百七十項目と、大きな落差がみられ、前半部の丁寧さと後半部の疎略さが、数字的にも歴然と出ていたが、『太平記鈔』の場合は、前半部

千三百三十五項目、後半部千二百二十四項目というように、あまり差がみられず、後半部に至るまで、終始丁寧な目くばりの行われたことが、データの上でも確認できるのである。

二

ところで、『太平記鈔』の大きな特徴の一つは、さきにもふれたように、『太平記』中の難語・固有名詞について、漢籍・仏典・和書から博引し、考証していることであるが、漢籍については、前記の増田氏による紹介・検討があるので、次に仏典と和書について、その主要な出典などを一瞥しておきたいと思う。

まず仏典類についてであるが、先行の『賢愚抄』の場合、著者釈乾三が仏家であるにもかかわらず、仏典からの引用は、延べ教にして四十数回程度にすぎず、漢籍・国書に比して、少なさが目立っていることについては、旧稿で指摘したが、『太平記鈔』は、この面においても充実ぶりをみせている。

『太平記鈔』が典拠として引いている仏典類は、ほぼ百種近くのものになっているが、とくに引用頻度数の高いものを十位まであげてみると次のようになる。

- 1、『大智度論』 23
- 2、『法華経』 16
- 3、『天台摩訶止観』 10

4、『仏祖統紀』	7
4、『法華文句』	7
4、『一切経音義』	7
7、『俱舍論』	6
7、『仁王経』	6
9、『華嚴経』	5
9、『長阿含経』	5

右のほか、二回以上、引用されている仏典類を挙げてみると、『涅槃経』『賢愚経』（以上各4回）、『梵網経』『観仏三昧経』（以上各3回）、『増一阿含経』『浄名経』『六波羅密経』『大日経』『大金色孔雀王咒経』『弥勒下生経』『金剛経』『薬師本願功德経』『金光明最勝王経』『楞伽経』『新華嚴経』『瑜伽師地論』『法華音義』『俱舍論疏』『碧巖録』（以上各2回）などである。このほか、増田氏が漢籍に数えられている『法苑珠林』（唐の道世撰）『釈氏要覽』（宋の道誠撰）なども、仏教の故実や名目を分類注釈したもので、仏典の一種とみなすこともできよう。

日性は日蓮宗（法華宗）の僧侶であったから、『法華経』『法華文句』などが多く引かれているのは当然であろうが、むしろ禅宗で尊重された『碧巖録』や浄土宗の根本宗典である法然の『選択集』などを引いていることだろうか。これら宗派色を感じさせず、広い目くばりをもって、多種の經典・仏書に典拠を求めて

いるところに特徴があるといえようか。

次に典拠を国書に求めた例は、漢籍・仏典にくらべると少ないが、それでも引用書は三十種を超えている。仏典の場合と同じく、引用頻度数の高いものを十位まで挙げてみることにしたい。

1、『日本書紀』	23
2、『元享積書』	22
3、『和漢朗詠集』	19
4、『源平盛衰記』	14
5、『古今和歌集』	10
6、『新古今和歌集』	9
7、『伊勢物語』	7
8、『職原鈔』	5
9、『扶桑略記』	4
10、『源氏物語』	3
10、『拾芥抄』	3
10、『歌林良材集』	3

右のうち、日本の高僧伝を主軸とした仏教史書である『元享積書』（虎関師鍊著）と、仏教を中心としたわが国の編年体通史である『扶桑略記』（皇円著）の両書は、仏書としても数え得るものである。『職原鈔』（北畠親房著）と『拾芥抄』（洞院公賢編）は、有職故実の書であり、『歌林良材集』は一条兼良撰の歌学書である。

『日本書紀』（『日本紀』と表記する）を出典とするものが多いの

『太平記鈔』について

は、『太平記』が、「劍卷」などに代表されるような、日本開闢や神代の物語、或いは神道関係の記事を多く収めていることと関わるものである。また『平家物語』を典拠として、わずかに二回しか引いていないのに対し、『源平盛衰記』を十四回も挙げているという事実は、中世から近世にかけての、両書の流布や評価について、示唆するところがある。

右のほか、二回挙げられている国書は、『古語拾遺』『東鑑』『延喜式』『神祇令』などであり、一回だけのものは、『古事記』『続日本紀』『弘仁式』『公事根源抄』『神名帳』『拾遺集』『三國伝記』『公卿補任』『壻裏抄』『下学集』などである。そのほか一回だけのものでは、『寛平ノ御記』『宇多天皇ノ御記』『法性寺関白ノ記』『清少納言ノ記』といったような通称を記したものや、『本朝国史』のように、現存が確認できないものもある。

ただし、これらの典拠の中には、『日本紀』『古事記』『続日本紀』『神祇令』『弘仁式』『延喜式』『寛平ノ御記』『宇多天皇ノ御記』などのように、『公事根源抄』からの抄出記事にふくまれているものもある。

四

『太平記鈔』の注釈は、右にみたように、和漢の書に典拠を博搜

して成ったものであるが、次に注釈そのものについて、先行の『賢愚抄』を対比させつつ検討を加えてみたいと思う。

まず『太平記鈔』と『賢愚抄』の関わりをみておきたいが、これについては、旧稿において、『太平記』巻一の「騷人」の注解に、

○騷人墨客トテ詩歌ヲモアソヒ風流ナル人ヲ云ソ唐詩曰騷人遥駐木蘭舟
(賢愚抄)

○騷人墨客ト云テ詩歌ヲモテアソフ風流ナル人ヲ云也玉屑ニハ騷翁墨客トモアル
(太平記鈔)

とある例をあげて、『太平記鈔』の注釈は『賢愚抄』のそれをうけつぎながら発展させていることを示唆的に述べたことがある。

もっと明白な例をあげてみよう。『太平記』巻二「俊基朝臣再関東下向事」にみえる著名な道行文注解の一部を対比してみると、

○近江路 古歌云近江路ヲ朝立クレハウネノ、ニ田鶴ソ鳴ナル明ヌ此夜ハ宇禰野ハ野路ノホトリナリ

○時雨モイタク 古今貫之歌ニ
白露モ時雨モイタクモリ山ノ下葉ノコラス色ツキニケリ

○鏡山 古今大伴黒主歌ニ
鏡山イサ立ヨリテ見テユカン年ヘヌル身ハ老ヤシヌルト

○近江路ヤ世ノウネノ野 古歌ニ
(賢愚抄)

近江路ヲ朝立クレハウネノ、ニ田鶴ソ鳴ナル明ヌ此夜ハ
野路ノホトリ也 宇禰野ハ

○時雨モイタク 古今貫之歌ニ

白露モ時雨モイタクモリ山ノ下葉ノコラス色ツキニケリ

○鏡山 古今大伴黒主歌ニ

鏡山イサ立ヨリテ見テユカン年ヘヌル身ハ老ヤシヌルト

(太平記鈔)

となっている。両者は、ほぼ同文といってよいが、偶然の符合とは考えにくく、『太平記鈔』が『賢愚抄』の注釈を、ほとんどそのままの形で、とりこんでいることは明らかであろう。

また『太平記鈔』は、巻四の「敗軍之将再不謀」という語句に、「此次句ニ亡国之大夫不可以図存ト史記ノ九十一ノ語也」と注を付しているが、これは『史記』の巻九十二（「淮陰侯列伝」第三十二）の誤りである。『賢愚抄』の同じ箇所注に、「敗軍之将不可以言勇亡国之大夫不可以図存 史記九十一」とあるから、これなども『太平記鈔』が『賢愚抄』の誤りを踏襲した結果とみるべきであろう。

このように『太平記鈔』は、先行の『賢愚抄』から直接の影響を受け、その成果を継承しつつ成ったと思われる。しかし、さきにも述べたように、『太平記鈔』は、『賢愚抄』をうけついで、それを増補したというようなものではなく、注釈の質において、『賢愚抄』を大きく超えるものとなっているのである。以下、その点について具体的にみてみよう。

『太平記』巻二「俊基朝臣再関東下向事」の章に、関東に護送さ

れる俊基が、遠江の菊川において、承久の乱の折、ここで斬られたという葉室光親の

昔南陽県菊水 汲下流而延齡
今東海道菊河 宿西岸而終命

という詩を想起する場面があるが、この詩について、『賢愚抄』『太平記鈔』は、それぞれ、次のように注解している。

○朗詠集曰谷水洗花汲下流而得上寿者三十余家注曰九日翫菊詩序白氏六帖曰南陽県有菊方有流水汲下流者有三十余家皆得上寿云翹林文苑詩学大成等二詳二見タリ (賢愚抄)

○詩学大成云南陽縣有甘谷谷中水甘美上有大菊落水從山流下得其滋液谷中人家飲此水上寿百二十其中百余歲 (太平記鈔)

右の兩者を対比してみると、『賢愚抄』は『和漢朗詠集』『白氏六帖』などを引いた上、『翹林文苑』『詩学大成』にも言及しているのに対し、『太平記鈔』は、その『詩学大成』のみを引いて注解としている。この詩そのものの注釈としては、『賢愚抄』の方が、典故を博搜し、詳細で勝っているとすべきであろうが、この詩の背景となっている話柄そのものについては、まったく触れるところがない。ところが、『太平記鈔』は、右の注の前に、「光親卿関東へ召下サレシカ此宿ニテ誅セラル」という項目を挙げ、「此事不審ナリ此宿ニテ誅セラレシ人ハ別人ナリ」とする。そして『東鑑』承久三年七月十日条、同十二日条を引き、「中御門入道前中納言」(藤原宗行)

『太平記鈔』について

が、菊河駅の「旅店之柱」に右の詩を書きつけたこと、光親の方は、甲斐国加古坂で斬られたことを明らかにしている。

つまり『太平記鈔』は、単に典故を探索し、引用するだけでなく、その典故に照らして、『太平記』の本文・内容を考証し、批判しているのであるが、こうした考証・批判は、『太平記鈔』の随所において見出すことができるものである。例えば、『太平記』巻四巻頭には、元弘の変に連座した後醍醐方の公家たちが停職や解官の処分をうけ、「尋^{*}桃源^迹」^二「懐^{首陽}愁^二」^{とあるが、『鈔』はこの二つの故事の本来の意を説明した後に、}

○今云ヘル意ハ浮世ヲステ、隠居ノ方ニ取成テ云ナリ
○今モ官職ヲ停メラレテ飢ニ望メル愁アル事ヲ云ソ

というように、桃源郷とか伯夷叔斉の清廉とかいった本来の意味から転用した、『太平記』中での故事の用い方に言及している。こういった典故と対比した『太平記』叙述の批判・考証は、さらに進んで、例えば、

○幼君ノ為ニ等 此文体ノコトクナレハ宋開府カ幼君ノタメニ悪シキ政ヲシタルヤウニ聞ルソ左ニテハ無シ玄宗ノ初ヨリ武功ヲコノミ…… (後略) (巻二十二)

○日本開闢ハ自天台山起 此ハキコヘサル文体ナリ又仏法ノ開ケル初ト云ハントスレハ上古ヨリ仏法アリ如何トシタル云ヒヤウナルラン知ラス (後略) (巻二十四)

というように『太平記』の「文体」(ここでは書き方・叙述法ぐらの意)の批評に及んだり、或いは、篠村八幡宮に奉納した高氏願書中の語句について

○將以魚肉非 コレハ高氏ノ卑下ノ辞ナリ非ハ薄也ト注セリ(巻九)

としているように、叙述内容の解釈にまでふみこんでいるのである。こうした点において、『太平記鈔』の注釈は、『太平記』の読解・鑑賞のための注釈に近づいているといえよう。このような、典拠に照らして、『太平記』叙述に批判・考証・解説を加えるという注釈の方法は、『賢愚抄』には、まったく見られなかったものであり、『太平記鈔』注釈の大きな特質として、まず挙げられるべきものであらう。

五

『太平記鈔』の注釈において、もう一つ目につくのは、著者日性の主体的色彩なり個性なりが強く打ち出されているということである。そして、著者の個性とは、典拠の追求と考証における、ストイックなまでの厳密さである。

著者日性は、前記のように、和漢にわたって典拠・原典を博搜しているが、なおかつそれが発見できない場合には、すこぶる卒直に、『本拠』未詳と明記している。例えば、

○犢牛前身之僧界 禅祖前身ハ犢牛ナリケル本拠ヲシラス(巻二十四)
 ○一行阿闍梨ノ火羅国ニ流(前略) 火羅国ハ流サレタルコトハ多伝ヲ見ルニイマタ考ス(中略)但シ盛衰記五ニハ一行阿闍梨ハ無実ノ譚訴ニ依テ火羅国ハ流サレ給フト云云 本拠コソ有ラメソ(巻二)

といったぐあいである。そして、「本拠」があるらしいのに見付からない場合については、
 ○昔摩訶陀国ノ城中ニ云云 此事ヲハ三国伝記ニモ書タルホトニ本拠コソアルラメト思テ予嘗多クノ書ヲ尋見タレトモ疎見ノ故ニヤ遂ニ尋ネアタラサルソ但予カ見サルヲ以テ正トハス(ハカラス(巻二十四))
 と記しているように、文献博搜には自信を持ちながらも、自らの「疎見ノ故」かも知れないから、存在しないと断すべきではないとする。

「本拠」の見当がついた場合でも、自身の眼で確認していないものについては、

○窮鼠却嚇猫 抱朴子ニ出タリト余未見本文(巻四)

というように、本拠未見を明記して、孫引き的な記述を排するきびしさをみせている。

孫引きに関していえば、『賢愚抄』の場合は、往往にして『墮囊鈔』や『下学集』などの辞書・類書からの孫引きであるにもかかわらず、それを明記せず、自らの注解のごとく記している例が見られたが、『太平記鈔』は、その点についても厳格である。例えば、巻

二十四に、百項目余りの年中行事に関する注釈があるが、これについては、まず最初に、

○年中行事 公事根源抄トテ一卷アリ詳ニ載タソ故ニ今ハ彼抄ノ意ヲ取テ略シテ書ス下凡ノ者ノ我等式ノ知ル事ニハ非ス自然ノ違ヒアリトモ答ヲハ彼書ニユツリ玉フヘシ

として、一条兼良著の有職故実書『公事根源抄』を略抄して注釈とすることを明記している。

しかも、この年中行事に関する実際の注釈例をみると、『公事根源抄』を略抄するだけでなく、日性の私見を加えているところも少なくない。例えば、「四方拝」についてみると、『公事根源抄』の記事を要領よくまとめて記した後に、「私云日本紀第二十四ニ見タリ」と補足したり、或いは、

○十二月忌火ノ御飯ヲ供 常ノ如シ此本ニ朔日ヨリ十八日マテアルハ不審ナリ

というように、『太平記』に、「十二月ニハ、自朔日ニ同十八日マデ内膳司忌火ノ御飯ヲ供ズ」とあることに疑問を提示したりしているのである。

つまり、辞典・類書的なものから孫引きをする場合でも、『太平記抄』は、そのままの形でひきうつすのではなく、それを注釈書にふさわしくまとめ直したり、私見を補足したりして、統一性と独自の文体をもった自家の注釈となし得ている点においても、『賢愚抄』

『太平記抄』について

から一步出ているといえるだろう。

こうした自らをきびしく律した注釈態度は、さきに引いたように、宮中で行われる年中行事については、「下凡ノ者ノ我等式ノ知ル事ニハ非ス」と述べたり、「八雲立出雲八重垣」の歌の注に「此歌ニ字妙句妙意妙始終抄ト云秘訣アリト云云子曾テ歌道ヲシラサル故ニ深クシルサス」(巻二十五)と記したりするように、不案内の分野に関しては、謙虚にそのことを表白し、みだりに私見を加えることを自戒しているところにもあらわれている。

このように、日性が意図的に筆をおさえ、注を付さないのは、必ずしも不案内の分野である場合に限らず、いくつかのケースがみられる。例えば、

○策ヲ帷幄ノ中ニ運シ等 張良カ伝ノ辞ソ常ノ事ナレハ注セス(巻三)というように、そのことが当時の常識であると判断した場合や、

○飽鄭白之衣食 班孟堅両都賦曰(中略)李善カ注ニ詳ナレトモ廣博ナル故不記(巻十二)

というように、あまりにも長文の引用になる場合などである。このあたりにも、知っていること、調査したことを、すべて記すのではないという著者日性の見識がうかがえよう。

右にみてきたような日性のきびしい実証的、学問的注釈態度については、すでに増田氏が詳しく論及されているところであるが、

『太平記鈔』の特性として、見逃し得ないものであるから、少しくふれてみたわけである。

六

『太平記鈔』の目立った特徴として、もう一つ挙げておかねばならないのは、本書が、「…ソ」という文末措辞を中心とした、抄物的な文体によって書かれていることである。巻一から例を挙げてみると、

○一朝一夕之故 周易ノ語ソ意ハ由来ノ久キ事ヲ云ソ易ノ次ノ句ニ其所

由来者漸矣トアルソ

○三千寵愛在一身 長恨歌ノ辞ソ寵ハ重也又ハ崇尊ノ義ニモ用タソ毛詩

ノ注ニ見タソ

といったぐあいである。

多くの抄物がそうであるように、「…ソ」体と共に、「…ナリ」体も併用されているが、「…ソ」体の多用によって、本書に、親しみやすい一種の口語的性格が賦与されていることは、まちがいのないところであろう。

「…ソ」体をとっていることだけでなく、例えば次の注釈の傍点を付した部分などのように、世話にやわらげた言いまわしも、いかにも抄物的といえよう。

○江都カ軽捷 朗詠云江都之好勁捷也七尺屏風其徒高菅三品カ作ナリ江都王カ早ワサヲシタルコトソ、(後略)(巻二)

○逆旅 備公二年伝云逆旅客舎也タヒノヤトリト云義ソ(巻二)

さらに、例えば

○天ノ河 テンノカワ弁才天ノマシマストヤラン(巻七)

○怪力乱神 論語ノ語ナリ怪異トテアヤシキ事ナリ(中略) 神トハ人ハ

死シテ神トナルトノ義ヲハ多ク言テ所用ナシトテ孔子ハ仰ラレタリ

(巻九)

というような、どこかユーモラスな表現は、本書の魅力の一つともなっている。

こうした講義口調の文体は、本来、漢籍・仏典・国書などについて、口頭による講義・講釈が行われて、それを聴講者が筆録することによってもたらされたものであり、いわゆる抄物には、そうした実際の講義の聞書が少なくないことはいうまでもあるまい。だからこそ抄物は、室町時代から江戸時代初期にかけての口語資料として重要視されているわけである。

しかし、承知のように抄物の中には、講義口調の文体を採っているが、実際の講義の聞書ではないものもふくまれている。それは講義のために講者自身が作成した注釈の草案・ノートの類の場合もあるし、講義とはかわりなく、講義口調で書きおろした注釈の場合もある。

『太平記鈔』の場合は、さきにもふれたように、著者日性が要法寺において、公家や僧侶などを相手に、しばしば内典・外典の講釈を行ったとされているから、彼が『太平記』を抄して講釈を行い、それを聴講者が筆録してまとめたという可能性も皆無ではなからう。

しかし、日性が『太平記』の講釈を行ったことを示す資料は見当らないし、『太平記鈔』そのものをみても、口頭の講義をそのまま筆録したにしては、文語的色彩が強いように思われ、構成や文体の統一性、首尾の一貫性などから考えても、はじめから注釈書として書きおろされた可能性が最も強いのではなからうか。つまり『太平記鈔』は、日性が、親しみやすい講義口調をとり入れて書きおろした、抄物的スタイルの注釈書であるとするのが妥当ではあるまいかと考えている。

このようにみると、『太平記鈔』は、先行の『賢愚抄』から影響を受けつつも、それを量質両面で、はるかに超える注釈書となり得ていることが確認できるであろう。とくに典拠を博搜した上で、それを『太平記』本文と照合・批判し、『太平記』の内容理解にふみこんだ注解を付していることや、典拠の追求や考証・批判における厳密な学問的態度などは、近世初頭という時期を考えれば、驚嘆すべき事実であるように思われる。

したがって、『太平記鈔』は、中世・近世における『太平記』研究史の上で、ピークに位置するものであり、現代にいたるまで、後続の諸注釈に影響を与え続けているのは、当然のことといわねばならないだろう。

もちろん、『鈔』といえども、例えば、前記したように、『賢愚抄』の誤りをそのまま引き継いだり、小野篁を「道風カ子ナリ」(巻四、道風は篁の孫)とするような、誤謬や不備の存することは免れ得ないのであるが、それは著者日性の責というよりは、意欲的で、大部な注釈の持つ宿命みたいなものではあるまいか。

また、『太平記』所引の故事と、典拠とした原典との間に、ずれや相違がみられる場合、『鈔』は、『太平記』作者の引き誤りとして批判を加えていることが多い点は前述したが、そこには、故事説話というものが、流動・変遷することを本質とするものであるという視点が欠けていることは、増田欣氏の指摘される通りであろう。

しかし、故事説話の流動性や、中国の原典・原話と作品との間に介在するものについて、研究者の関心が強く向けられるようになったのは、実は戦後のことであり、ほかならぬ増田氏らによって開拓・推進された新しい研究視点とあってよからう。したがって『鈔』が、そうした視点を欠いているのは、「注釈的研究のためにその一環として行われる出典考証というものの限界」^②を示すと同時に、時

代的な制約が大きく作用しているというべきであろう。

近世の注釈・評論書『太平記大全』（一六五九年刊）や『太平記綱目』（一六六八年刊）などが、『太平記鈔』の注釈を収載しているのははじめ、本書が後代に及ぼした影響の考察とか、本書が注釈の対象とした『太平記』本文を特定することとか、なお精査を要する課題を残しているが、それらは他日を期すこととして、ひとまずここで『太平記鈔』の紹介・検討の筆をおきたいと思う。

注

- ① 中世における『太平記』の研究史については、雑誌「太平記研究」一
号（昭46・12）、六号（昭54・9）、七号（昭57・12）に『太平記』研
究史―中・近世篇（一）―として掲載し、拙著『太平記享受史論考』
（昭60・5）第一章第三節に収めた。旧稿とはこの研究史を指し、本稿
は、その後を承けた近世篇の最初のものにあたる。
- ② 川瀬一馬氏『増補古活字版之研究』（昭42・12）。
- ③ 釜田喜三郎氏『太平記（一）』（日本古典文学大系34、昭35・1）解説。
- ④ 高橋貞一氏『太平記諸本の研究』（昭55・4）。
- ⑤ 長谷川端氏、鑑賞日本の古典13『太平記』解題（昭55・6）。
- ⑥ 注①に同じ。
- ⑦ 新村出氏「要法寺版の研究」（『典籍叢談』所収、大14・10）。
- ⑧ 『大日本史料』第十二編之十三、慶長十九年二月二十六日条所引。
- ⑨ 注②に同じ。
- ⑩ 伊藤正義氏「謡抄考（上・中・下）」（『文学』昭52・11）昭53・1）。
- ⑪ 増田欣氏「語り物の諸相―太平記」（『国文学解釈と鑑賞』昭61・4）。
- ⑫ 注⑦に同じ。
- ⑬ 加賀での陽翁については、大山修平氏「『太平記読み』に関する一考
察―加賀藩におけるその実態―」（『金沢大学国語国文』6号、昭53・
3）に詳しい。
- ⑭ 長谷川端氏「『太平記音義』（『日本古典文学大辞典』第四卷、昭59・
7）所引による。
- ⑮ 亀田純一郎氏「『太平記・増鏡研究史』（『国語と国文学』昭10・4）。
- ⑯ 高木武氏「『太平記鈔』（『日本文学大辞典』II、昭8・4）。
- ⑰ 注⑮に同じ。
- ⑱ 釜田喜三郎氏「研究史物語」（『日本古典鑑賞講座12『太平記・曾物我
語・義経記』昭35・2）。
- ⑲ 増田欣氏『『太平記』の比較文学的考察』（昭51・3）。
- ⑳ 注①に同じ。
- ㉑ 注①に同じ。
- ㉒ 注①に同じ。
- ㉓ 注①に同じ。
- ㉔ 注①に同じ。